

## (仮称) 新田原臨海風力発電所の概要等

### 1 計画概要

#### (1) 目的

運転開始から15年以上が経過した「田原風力発電所」及び「田原臨海風力発電所」について、風力発電機の更新及び最新機種を導入による事業の高効率化を目的として建て替え（リプレース）を行うものである。また、国の政策、愛知県及び地元自治体である田原市の取組みに対して、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーの供給をとおして貢献するとともに、田原市の活性化に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業者

株式会社ジェイウインド（所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

#### (3) 対象事業実施区域の位置

田原市緑が浜

#### (4) 事業規模

発電所出力：23,980～51,600kW

〔 単機出力：4,300kW（予定）  
風力発電機の基数：6～12基程度（予定） 〕

### 2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）

### 3 経緯

2020年6月24日 配慮書の公表・縦覧（～7月27日）

9月8日 配慮書についての知事意見の通知

2021年1月13日 方法書の県への送付

1月13日 方法書の公告・縦覧（～2月15日）

4月1日 方法書に係る住民意見の概要及び事業者見解の送付

4月23日 審査会の開催（諮問）

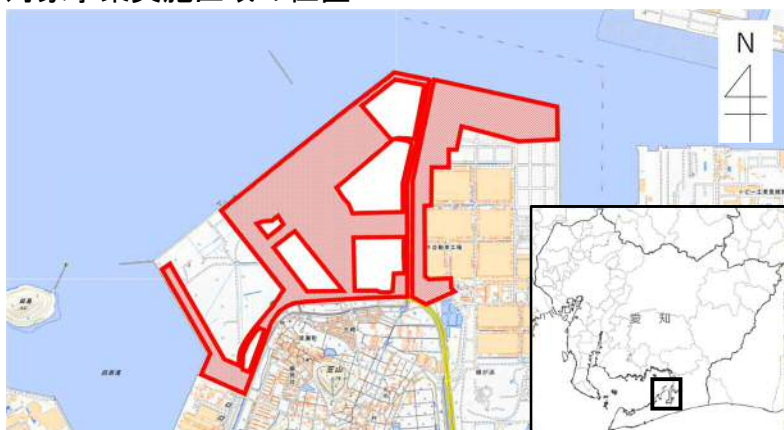
6月3日 審査会田原風力発電部会の開催

### 4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を経済産業大臣に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から方法書についての住民意見の概要と事業者見解の送付があった日（4月1日）から90日以内（6月30日まで）に行う。

### 5 対象事業実施区域の位置



※国土地理院の電子国土基本図及び白地図を加工して作成

(仮称) 新田原臨海風力発電所に係る環境影響評価の手続の流れ

